



◇十月十日まで◇

案を安心してやつて載きた
 なければ、その請求を拒絶
 物に先取特權を有するもの
 となつてゐる。また、もち
 することができず、また請
 とされております。
 以上述べたところによつて

は罹災建物の借主が数人ある事者間に互譲協をすすめ「耐火建築のよいこと
つて賃借しようとする土地で解決する場合もあります分つてゐる。しかし工事
建物の割当をどうするかしか、このような国家が高くつて賛同しかね



藥關係者として、大館市民に燃えない家を安くたてる秘法をおしえよう」と、先